

蒲郡市共同企業体取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市の発注する建設工事の施工に際して、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認める場合に結成する共同企業体に関し、その適正な範囲と活用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経常建設共同企業体

中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

(2) 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

第2章 経常建設共同企業体

(構成員の資格)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 蒲郡市における入札参加資格を有すること。
- (2) 入札参加資格審査申請をする業種（以下「登録業種」という。）に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 当該許可業種に対応する工事について元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者となることができる者が存し、工事施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ること。

(構成)

第4条 構成は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 当該登録業種について、各構成員が共通して入札参加資格を有していること。
- (2) 蒲郡市内に本店を有する建設業者を含む構成であること。

(3) 構成員は、2者とする。

(結成の制限)

第5条 構成員が、蒲郡市に結成・登録することができる経常建設共同企業体の数は、一とする。

(出資比率)

第6条 構成員の出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(入札参加資格審査申請)

第7条 入札参加資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、入札参加資格審査申請書に次に掲げる書面を添え、所定の期日に市長に提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書（第1号様式）
- (2) 委任状（第2号様式）
- (3) 各構成員が有資格者であることを証する書面
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(解散)

第8条 経常建設共同企業体を協定期間内に解散したときは、解散届を市長に提出しなければならない。

(準用)

第9条 設計、監理、調査及び測量の共同企業体については、第3条から前条までの規定を準用する。

第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第10条 特定建設工事共同企業体に対して発注する工事は、大規模工事であって技術的難度の高い建設工事、その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事とする。

(構成員の資格)

第11条 構成員は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 蒲郡市における入札参加資格を有し、かつ、現に蒲郡市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、指名を停止され、又はそれに準じる措置を受けていないこと。
- (2) 発注する工事（以下、この条において「当該工事」という。）に対応する許

可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。

- (3) 当該工事と同種の工事について、元請として一定の実績を有すること。
- (4) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- (5) 経常建設共同企業体でないこと。

(構成)

第12条 構成員の数は、2者とする。ただし、市長が必要と認める場合は、3者とすることができる。

2 構成員は、一の発注する工事につき、二以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることできない。

(構成の方法)

第13条 特定建設工事共同企業体の構成の方法は、次のとおりとする。

区 分	方 法
代表通知方式	共同企業体の代表となる者を選定して通知を行い、その者と一定の要件を満たす者との間で、任意に結成する企業体を募るもの
公示募集方式	対象工事及び入札参加資格等を公示して、競争入札に参加を希望する企業体を募るもの

(代表通知方式)

第14条 前条に規定する代表通知方式による場合は、代表者となる10者以上を選定し、代表構成員選定通知書(第3号様式)により通知する。

- 2 代表者以外の構成員は、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合数値等による制限を付することができる。
- 3 第1項に規定する代表者の選定は、蒲郡市建設工事請負業者選定要領の規定に基づく資格審査会に諮り決定する。

(公示募集方式)

第15条 第13条に規定する公示募集方式による場合の企業体の結成は、任意結成とする。なお、必要があるときは、地域を限定するとともに、経営事項審査の総合数値等による制限を付することができる。

2 公示募集方式による場合は、あらかじめ次に掲げる事項を公示しなければならない。

- (1) 企業体の結成に関する事項

(2) 第11条に掲げる事項

(3) 入札参加資格審査申請の方法等

3 前項に規定する公示をしたときは、蒲郡市役所掲示場にその概要を掲示する。

(入札参加資格審査申請)

第16条 第14条の代表通知方式又は前条の公示募集方式により結成された企業が、入札参加を希望するときは、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（第4号様式）。以下「申請書」という。）に次に掲げる書面を添え、指定する日時までに市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書（第5号様式）

(2) 委任状（第6号様式）

(3) その他市長が必要と認めるもの

(出資比率)

第17条 構成員の出資比率は、第6条の規定を準用する。

2 代表者の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(資格の決定)

第18条 第16条に規定する申請書が提出されたときは、資格審査会において当該企業体の資格を審査のうえ、入札参加資格を決定するものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

2 蒲郡市特別共同企業体取扱基準（平成元年2月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市共同企業体取扱要領の規定による諸様式
の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、その存続期間は_____年____月____日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後____月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の

果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり _____ 外 _____ 社は、
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持し、1通は発注先に提出するものとする。

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

第 8 条 に 基 づ く 協 定 書

共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおりに定める。ただし、工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 出 資 金 金 _____ 円
- 2 出 資 の 割 合 _____ 金 _____ 円
_____ 金 _____ 円
- 3 出資金の取扱
出資金は、代表者 _____ 名義で
_____ の別口預金口座とする。

_____ 外 _____ 社は、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書 _____ 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持し、1通は発注先に提出するものとする。

年 月 日

_____ 共同企業体

(代表者) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(構成員) 所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

第2号様式（第7条関係）

委 任 状

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

（委任者） 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
（署名又は記名押印）

私は蒲郡市における 年度の 共同
企業体に関しては、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

1. 工事の見積り及び入札に関すること。
2. 工事請負契約に関すること。
3. その他当企業体の目的達成に関すること。
4. 請負代金の請求及び受領に関すること。

（受任者） 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

（注1） 受任者欄には、代表会社の契約担当の事務所及びその代表者（受任者）
等を記入すること。

（注2） 代表会社以外の構成員のみ作成すること。

蒲 第 号
年 月 日

様

蒲郡市長

代表構成員選定通知書

下記工事について、特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）を対象とした競争入札を実施するにつき、貴社を企業体の代表者として選定したので、下記により企業体を結成のうえ、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書を提出してください。

記

1 対象工事

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 路線等の名称
- (4) 工 期
- (5) 工事の概要

（工事の規模及び構造、基本形式、工法等について記載）

2 企業体の結成方法

（企業体の構成員数、代表者以外の構成員の要件、出資比率等について記載）

3 申請の方法

- (1) 提出書類
 - ① 特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

- ② 特定建設工事共同企業体協定書
- ③ 委任状

(その他必要な書類を列記)

(2) 提出日時 年 月 日 時まで

(3) 提出部数 1 部

(4) 提出場所

蒲郡市 部 課 (契約担当)

(5) その他

- ① 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された書類は公表せず、また、入札参加資格の審査以外に使用しない。
- ③ 企業体を結成できないときは、速やかに入札参加を辞退する旨を文書で届け出ること。
- ④ 提出日時までに申請書が提出されないときは、入札参加を辞退したものとみなす。

4 入札参加資格審査等

- (1) 申請書が提出された企業体のうちから、工事施工能力、構成員の契約件数、契約高及び契約の履行実績等を勘案して、入札参加資格者を決定し、指名を行う。
- (2) 申請書が提出された企業体には、指名の有無にかかわらず、 年 月 日までにその結果を通知する。
- (3) 指名されなかった企業体は、 年 月 日までにその理由の説明を求めることができる。

◎ 詳細不明の点については、下記に照会のこと。

蒲郡市 部 課 (契約担当) 電 話
F A X

第4号様式（第16条関係）

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

(代表者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

1. 特定建設工事共同企業体名称

(ふりがな)	
共同企業体名称	

2. 構成員

所在地 商号又は名称 代表者氏名	
所在地 商号又は名称 代表者氏名	

上記の構成員をもって、次の建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名

工 事 場 所

路線等の名称

(注) 代表者・構成員欄において、支店長等に申請権限を委任してある場合は、当該支店等の名称、支店等の代表者職氏名を記入。

第5号様式（第16条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、_____工事を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、その存続期間は入札の結果落札した場合は、当該工事が完了し、この企業体の清算が行われるまでとし、その他の場合は当該工事の入札終了時までとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

構成員 所在地 _____

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次によるものとする。

構成員 _____ %

構成員 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第4項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約の内容に適合しないものがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外1社は、上記
のとおり _____ 特定建設工事共同
企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持し、1通は蒲郡市に提出するものとする。

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

第6号様式（第16条関係）

委 任 状

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

（委任者） 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
（署名又は記名押印）

私は蒲郡市における 工事の特定建設工事
共同企業体に関しては、下記の者を代理人と定め、下記の一切の権限を委任しま
す。

記

1. 工事の見積り及び入札に関する事。
2. 工事請負契約に関する事。
3. その他当企業体の目的達成に関する事。
4. 請負代金の請求及び受領に関する事。

（受任者） 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

（注1） 受任者欄には、代表会社の契約担当の事務所及びその代表者（受任者）
等を記入すること。

（注2） 代表会社以外の構成員のみ作成すること。